

渋川市企業ガイド掲載取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市ホームページ（インターネット上）に渋川市企業ガイド（以下「ガイド」という。）を設置することに関し、必要な事項を定め、渋川市内の企業及び事業所を情報発信することを推進し、もって渋川市の産業振興及び雇用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 登録事業者 市内に企業及び事業所を有する事業者等で、管理者に基礎データを登録し、または、事業者の製品、技術力等の情報を提供する者をいう。
- （2） 管理者 ガイドの設置、管理及び運営を行う者をいう。
- （3） 利用者 インターネットによりガイドを閲覧し、又は掲載情報を利用する者をいう。

（管理者）

第3条 管理者は、渋川市長とする。

（取扱基準）

第4条 ガイドに掲載できる情報は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1） 渋川市内の事業所であること。（所在地が証明できる事業所）
- （2） 渋川市の産業振興及び雇用促進に関わるものであること。
- （3） 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- （4） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- （5） 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- （6） その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

（情報発信サービス）

第5条 ガイドは、登録事業者の製品及び技術力等並びに雇用促進に関する

情報を掲載し、広く情報を提供する。

（登録）

第6条 当該ガイドの掲載を希望し登録しようとする者は、あらかじめ登録・変更申込書（様式第1号）及び掲載様式（様式第2号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が第4条の取扱基準を満たしていると認めたときに、企業情報を市のホームページに掲載する。

（掲載内容）

第7条 登録申込に際し、登録・変更申込書（様式第1号）及び掲載様式（様式第2号）に虚偽の内容を記載してはならない。

2 登録事業者は、掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに当該情報の変更を登録・変更申込書（様式第1号）及び掲載様式（様式第2号）により市長に提出しなければならない。

（1） 掲載様式（様式第2号）の記載事項に変更が生じたとき。

（2） 事業を休止し、又は廃止したとき。

（掲載の取消し）

第8条 市長は、掲載内容及び掲載に支障があると認められたとき、登録事業者の承諾を得ることなく登録情報を修正又は削除できる。

（1） 登録事業者の記載内容が明らかに事実と異なると市長が認めたとき。

（2） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがある場合。

（3） ガイドに掲載されている事業の休止又は廃止が明らかな場合。

（登録料及び利用料）

第9条 ガイドへの登録料及びガイドの利用料は無料とする。ただし、利用に必要な機器に関する費用、通信費等は、すべて登録事業者及び利用者の負担とする。

（転載）

第10条 ガイドの著作権は渋川市に帰属する。このことから、ガイドをリンクする場合、事前に市へ連絡をすること。

2 画像等の転載は、禁止する。

(責任の所在)

第11条 登録事業者及び利用者（以下「利用者等」という。）は、自己の判断と責任においてガイドを利用するものとする。

2 渋川市は、ガイドで提供する企業情報の正確性、有用性等に対して一切の責任を負わない。

3 利用者等は、ガイド利用により損害を被った場合又は他者に損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって誠実に解決するものとする。

4 渋川市は、利用者等の故意若しくは重大な過失により又はこの要綱に違反して管理者に被害を与えた場合は、利用者等に損害賠償を求めることができる。

5 渋川市ホームページに掲載する渋川市以外の第三者のサイト（リンク先サイト）の内容は、それぞれリンク先サイト各者の責任で管理されるものであり、渋川市の管理下にあるものではなく、リンク先サイトの内容、また、それらを利用したことにより生じた、いかなる損害についても責任を負わない。

(ガイドの停止)

第12条 市長は、サーバーメンテナンス、天災その他の不慮のトラブルの発生等により、利用者等に通知すること及び利用者等の承諾を得ることなく、ガイドの一部又は全部を停止することができる。

2 渋川市は、前項の規定によるガイドの停止により利用者等に被害が生じても何らの責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。